

議 案 第 75 号

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

本組合の組織団体である本市及び銚子市からの共同処理事務の追加依頼に伴い、本組合同規約中、共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定を改正する必要があるため。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3条第1項第3号に掲げる事務の項及び第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「木更津市」を「木更津市 松戸市」に改め、同表第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「館山市」を「銚子市 館山市」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。